

サラワク産木材（木材製品）サプライチェーンに関するフォローアップアンケート調査

ご回答・お問合せ先：熱帯林行動ネットワーク（JATAN）
アンケート係（担当：立川、中司）
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-23-16 第二得丸ビル
TEL/FAX：03-5269-5097 E-mail：info@jatan.org

※ご回答・返信方法

- 以下の URL よりアンケート用紙（Word 版）をダウンロードし、ご記入いただいたうえ、電子メールにて info@jatan.org 宛てにご送信ください。
<http://www.jatan.org/archives/4309>
- または本アンケート用紙に直接ご記入の上、PDF ファイルとしてメールでのご返送かご郵送、あるいはファックス（03-5269-5097）にてのご返信も可能です。

※誠に勝手ながら、ご回答は **2月7日（水）** までにお送りいただけますよう、お願い申し上げます。

アンケートのご回答にあたっては、以下の点をご了解ください。

■ 個人情報について

ご記入いただいた皆さまの個人情報は、こちらからのお問い合わせ、木材調達における CSR 調達などに関連するご案内の送付のためにのみ使用いたします。また、その個人情報は適切に管理いたします。

■ データの取り扱いについて

ご記入いただいた内容については、ご返答の有無、質問の未回答を含めて企業名を明記の上、公表させていただきます。

貴社組織の概要

1. 名 称	
2. 本社連絡先	住所：(〒 —) TEL : URL : http://
3. ご回答者氏名 及び連絡先	所属部署 : 氏名 : TEL : FAX : E-mail :

問1：貴社は前回（2016年12月に実施）のアンケートにお答えいただきましたでしょうか？

[1-1] A 回答した B 回答していない

問2：貴社が取り扱っている木材製品がマレーシア・サラワク州に由来しているかどうかを調査されましたか？

[2-1] A 調査した (→ 2-2 以下にお進み下さい) B 調査していない (→ 問3 にお進み下さい)

「A 調査した」を回答された方は以下の質問にお答えください。

[2-2] いつ調査されましたか？

[2-3] 調査の理由、きっかけをお聞かせください。

[2-4] 調査を実施された場合、サラワクに由来する木材製品が見つかりましたでしょうか？

A 見つかった (→ 2-6 にお進みください) B 見つからなかった (→ 問3 にお進み下さい)

C 特定できなかった (→ 2-5 にお進みください)

「C 特定できなかった」を回答された方は以下の質問にお答えください。

[2-5] なぜ、特定することができなかったのでしょうか？ 理由をお聞かせください。

「A 見つかった」を回答された方は以下の質問にお答えください。

[2-6] サプライチェーン上から、サラワクに由来する木材製品を排除されたでしょうか？

A 排除した (→ 問3 にお進み下さい) B 排除していない (→ 2-7 にお進みください)

「B 排除していない」を回答された方は以下の質問について記述をお願いします。

[2-7] 排除していない理由はなぜでしょうか？ 理由をお聞かせください。サラワク材の取引量について増減がありましたら、その増減幅についてもお答えください。

問3：前回（2016年12月）のアンケート以降、木材の調達に伴う人権や環境に関わるCSR調達方針や調達ガイドラインを策定・修正されたでしょうか？

[3-1]

A 新たに策定した（2月以降に策定した） (→ 3-2 以下にお進み下さい)

B 策定していない（2月以降も策定していない） (→ 4 ページ 問6 にお進み下さい)

C 修正した（従来の方針・ガイドラインを前回以降改定した） (→ 3-2 以下にお進み下さい)

D 修正していない（従来の方針・ガイドラインを前回以降も改定していない）

(→ 3 ページ 問4 以下にお進み下さい)

「A 新たに策定した」「C 修正した」を回答された方は以下の質問にお答えください。

[3-2] いつ策定・修正されましたか？

[3-3] どのように策定・修正されましたか？ 理由、きっかけもお聞かせください。

[3-4] 適用される木材製品の範囲をお聞かせください。（サラワク材、床材、型枠材、台板、丸太、製材など）

問4：[3-1]で「A 新たに策定した」「C 修正した」「D 修正していない」を回答された方は、現在の木材の調達に伴う人権や環境に関わるCSR 調達方針や調達ガイドラインについて、下記についてお答えください。

《違法材》

[4-1] 「合法性」の定義・根拠は何でしょうか？ お聞かせください。

[4-2] サラワク材の場合、サラワク州政府発行の書類のみで合法性を判断されていますか？

A はい B いいえ (→ 4-4 以下にお進み下さい)

「A はい」を回答された方は以下の質問についてお答えください。

[4-3] そうした書類で合法性を十分に担保できるとお考えでしょうか？

A はい (→ 4-5 以下にお進みください) B いいえ (→ 4-4 以下にお進みください)

「B いいえ」を回答された方は以下の質問についてお答えください。

[4-4] どのような根拠に基づいて合法性を判断されていますか？

[4-5] 伐採施業や流通過程での合法性の根拠を要求していますか？

A はい B いいえ

《先住民の人権・生活権の侵害》

[4-6] 土地保有権の合法性を要求されていますか？

A はい B いいえ

[4-7] FPIC (自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意) を要求されていますか？

A はい B いいえ

《環境の持続可能性》

[4-8] 天然林の劣化や転換を禁止されていますか？

A はい B いいえ

[4-9] 原生林 (一次林) の伐採を禁止されていますか？

A はい B いいえ

[4-10] 高炭素価値(High Carbon Value)・高炭素貯蔵(High Carbon Stock)を備える森林の伐採を禁止されていますか？

A はい B いいえ

[4-11] 保護地での伐採、保護種の伐採を禁止されていますか？

A はい B いいえ

[4-12] 伐採権の発効や木材の生産に伴う汚職の有無をチェックされていますか？

A はい B いいえ

《森林認証》

[4-13] 森林認証制度について方針・ガイドラインの中で触れられていますか？

A はい B いいえ

[4-14] その場合、どのような認証制度でしょうか？

[4-15] 優先される認証制度は何でしょうか？

次頁にお進みください

問 5：方針・ガイドラインを「A 新たに策定した」「C 修正した」「D 修正していない」を回答された方は引き続き下記についてお答えください。

[5-1] 調達方針・ガイドラインは公表されていますか？

A 公表している (→ 5-2 以下にお進みください) B 公表していない (→ 5-3 にお進みください)

[5-2] どのように入手できますか？ (自社ホームページ、要請があれば、など)

[5-3] 調達方針・ガイドラインの実効度を検証されていますか？

A 検証している (→ 5-4 以下にお進み下さい) B 検証していない (→ 5-9 以下にお進み下さい)

「A 検証している」を回答された方は以下の質問についてお答えください。

[5-4] 時期や頻度についてお聞かせください。最後に検証されたのはいつ頃でしょうか？

[5-5] どなたが検証されていますか？ 内部の部署でしょうか、外部の監査機関でしょうか？

[5-6] もし、方針・ガイドラインが適正に実効されていないことが判明した場合、どのように対処されますか？

[5-7] 適正に実効されていることをどのように保障されますか？

[5-8] 期待される成果が十分に達成されていないと判断された場合、アップグレードされますか？

質問は以上です。

「B 検証していない」を回答された方は下記についてお答えください。

[5-9] 今後、検証される予定はありますか？ 日程等ありましたらお聞かせください。

[5-10] もし検証されない場合、その理由をお聞かせください。

質問は以上です。

問 6：方針・ガイドラインを「B 策定していない」を回答された方は下記についてお答えください。

[6-1] 木材の調達に伴う人権や環境に関わる CSR 調達方針や調達ガイドラインとは別に、何らかの調達方針をお持ちでしょうか？

A はい (→ 恐れ入りますが本アンケートの問 4 および問 5 に戻ってお答えください)

B いいえ (→ 6-2 以下にお進み下さい)

「B いいえ」を回答された方は下記についてお答えください。

[6-2] 策定されない理由は何でしょうか？

[6-5] 今後、策定・導入される予定はございますか？ 日程等があればお聞かせください。予定のない場合は、その理由をお聞かせください。

[6-6] 策定・導入の予定がある場合、どのようにデザインされますか？ (たとえば、NGO をふくめどのような第三者からアドバイスをお受けになりますか？)

質問は以上です。

以上です。お忙しいところ、ご回答いただき誠にありがとうございました。